

広域自立・成長政策委員会の設置等について（案）

平成 21 年 4 月 日
国土審議会首都圏整備部会

1. 趣旨

国土形成計画（全国計画）が閣議決定され、現在、各ブロックで広域地方計画の策定作業が進んでいる。

計画では、一極一軸型の国土構造の是正が大きな課題とされているが、地方圏では、これまでの工場誘致策が必ずしも所得向上につながらず、地域の大学を卒業した優秀な人材を中心に、地域からの人材流出が続いているのが現実である。

一方、大都市圏においては、制度の創設当時から大きく状況が変化しており、時代の変化に対応した制度のあり方が課題になっている。

今後、このような課題に対応し、計画が目標とする、多様な広域ブロックの自立的発展や東アジアとの円滑な交流・連携による成長の推進を図るための施策を実現していくことが必要である。

このため、国土審議会政策部会、首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会の下に標記委員会を設置し、具体の検討を進めることとする。

2. 検討事項

産業資源や国土資源を活かした、地域の人材定着に資する都市・産業等の成長強化策、成長を支える広域的なゲートウェイ・ネットワーク機能の再検討などの課題に対応するため、当面、以下の事項を中心に検討を進める。

① 広域ブロックの自立的発展を支える産業・都市の成長政策

経済社会システムのグローバル化や厳しい国際競争の下で地域が自立的に発展するためには、企業の戦略企画機能や研究開発拠点、外国企業のアジア拠点機能等を集積することや地域の中で企業が創出・成長することが重要である。東京圏以外の地域において、このような拠点機能の展開や企業の創出・成長を促進し、国際的な優位性を有しつつ、地域経済の核となる企業が成長し、集積するために必要な、都市や産業に関する成長政策を提言する。

② 成熟社会における大都市圏政策のあり方

既成市街地等の人口・産業の過度の集中を防止し、これらの受け皿整備を進めるといふ大都市圏制度の今日的意義について検証を行いつつ、人口減少・高齢化社会における広域的な観点や国際競争力確保の観点などから大都市圏政策のあり方について提言する。

③ その他、広域ブロックの自立的発展のために講ずべき施策

3. その他

首都圏整備部会決定（平成 18 年 3 月 16 日）、近畿圏整備部会決定（平成 18 年 2 月 27 日）、中部圏整備部会決定（平成 18 年 2 月 9 日）により設置した大都市圏制度調査専門委員会はその任務を終了したのでこれを廃止する。

広域自立・成長政策委員会設置要綱（案）

平成21年	月	日	国土審議会政策部会決定
平成21年	月	日	国土審議会首都圏整備部会決定
平成21年	月	日	国土審議会近畿圏整備部会決定
平成21年	月	日	国土審議会中部圏整備部会決定

（設置）

- 1 国土審議会政策部会、首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会に各部会共通の広域自立・成長政策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

- 2 委員会は、広域ブロックの自立的発展、成長基盤システム、大都市圏制度等に関する政策のあり方について調査審議し、その結果を各部会に報告する。

（招集）

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議の開催）

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（ワーキングチームの設置）

- 7 委員会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるためのワーキングチームを置くことができる。
- 8 ワーキングチームに属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 9 ワーキングチームに、座長を置き、ワーキングチームに属する委員、特別委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 10 座長は、ワーキングチームの事務を掌理する。

（庶務）

- 11 委員会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

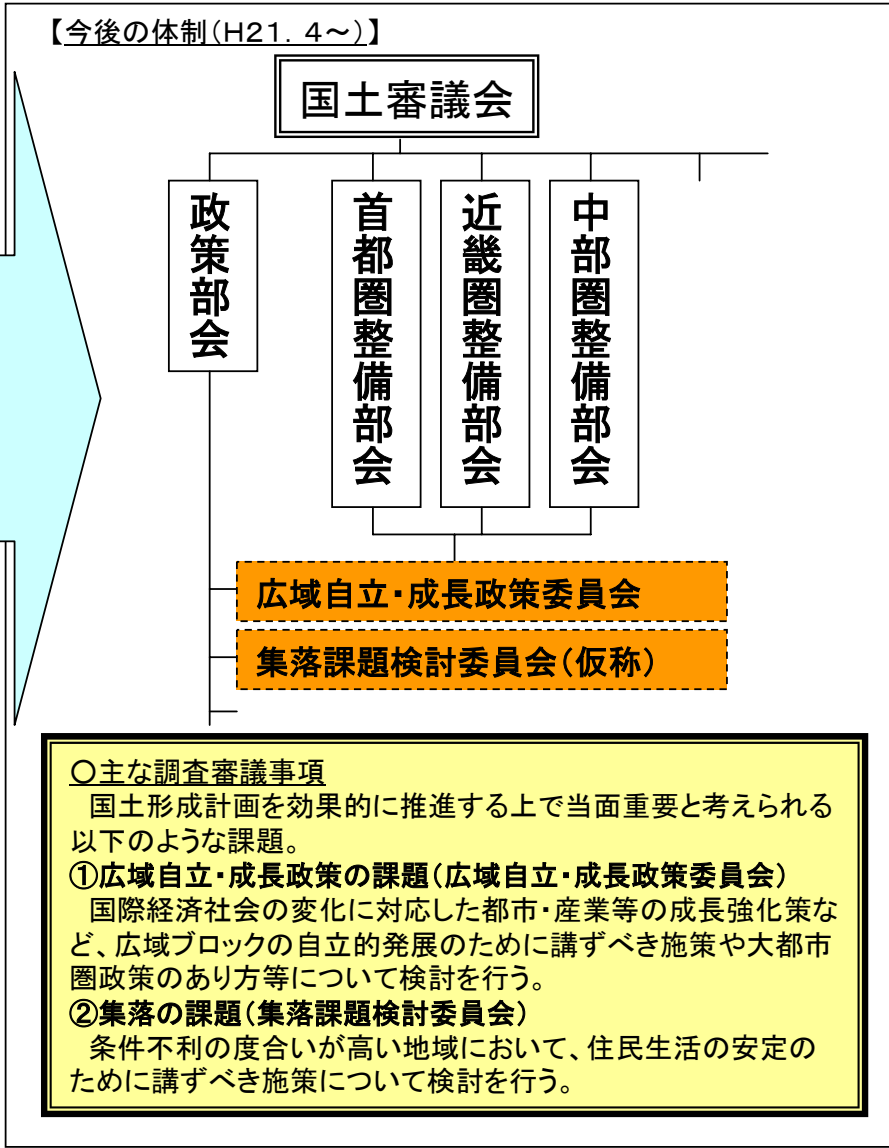
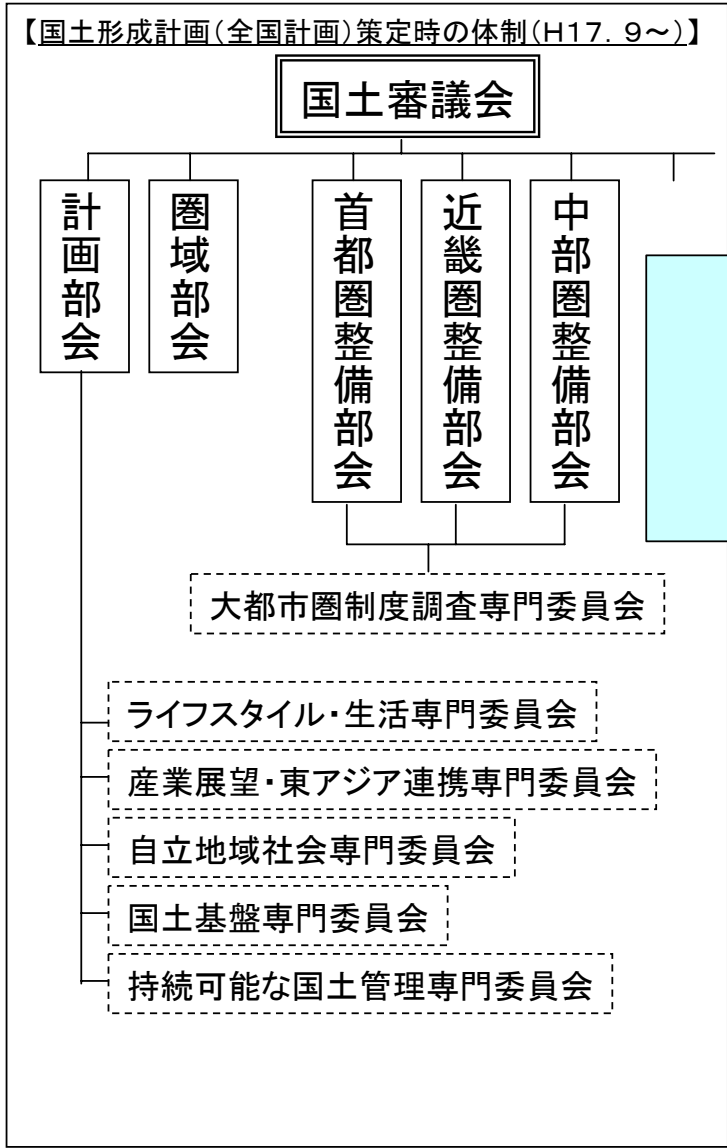
（雑則）

- 12 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は、平成21年 月 日から施行する。

委員会の設置等について(案)



成熟社会における大都市圏政策のあり方の検討について

大都市圏制度調査専門委員会報告（平成18年）

- 人口・産業の集中抑制、圏域内の受け皿整備の観点からの現行政策区域制度の役割は縮小
- 現行の政策区域制度の見直しについての最終的な結論を得るためには、なお関係する制度・部局との調整等が必要



「広域自立・成長政策委員会」において、大都市圏制度のあり方に関する以下の点について検討

- ①現行の大都市圏制度について、今日における制度目的や手段の妥当性
- ②新たな政策課題について、現行諸制度での対応状況や新たな対応の必要性

具体的な検討事項

（１）現行の大都市圏制度の検証

①総合的な大都市圏整備

- ・広域地方計画の策定が進められる中で、これまでのブロック単位の各整備計画等のあり方

②工業機能の配置

- ・既成市街地の近郊や地域開発の拠点となりうる地域のみにおいて、工場誘致を推進するための特別な制度の今後のあり方

③広域的緑地の保全

- ・大規模な緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止するという近郊緑地保全制度の目的や考え方

（２）新たな政策課題の検討

- ①大都市圏制度調査専門委員会報告を踏まえ、今後の新たな政策課題として、どのようなものが考えられるか。

- ②新たな課題に対して、大都市圏制度以外の制度も含めた現行の諸制度は十分に対応しているか

大都市圏整備法に基づく政策区域制度の見直しの方向について(報告)

【構成図】

1. はじめに

【政策区域制度の見直しの方向性】

○大都市圏制度調査専門委員会は、社会経済情勢の変化を踏まえ、首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法(以下「大都市圏整備法」)の政策区域制度のレビューを中心に調査審議し、現行の政策区域制度の見直しの方向性についてとりまとめた。

【最終的結論に向けた検討】

○現行の政策区域制度の見直しについての最終的な結論を得るためには、なお関係する制度・部局との調整等が必要であり、今後広く行政部内における方向感を持った検討が進められることを期待。

【今後の大都市圏における検討課題】

○今後の大都市圏における検討課題として考えられる視点について議論し、各委員の意見を整理。

2. 大都市圏整備法の政策区域制度の見直しの方向について

(1) 政策区域制度の意義・概要

- 人口・産業の集中抑制、圏域内の受け皿整備のため、政策区域制度を創設。各種制度が措置された。
- 整備計画 ○緑地保全

- 人口・産業の集中緩和、近郊整備地帯・都市開発区域等の工業集積等に一定の成果。

(2) 政策区域制度見直しの方向

- 大都市圏でも人口減少を予想
- 人口密度等による政策区域区分の不明確
- 政策区域に限った支援の必要性低下
- 広域地方計画制度の創設
- 地域の取組への支援の充実

○人口・産業の集中抑制、圏域内の受け皿整備の観点からの現行政策区域制度の役割は縮小。

○しかしながら、大都市圏に関連し、政策区域に特別な措置を規定する他の制度の視点からの課題整理・検証が必要。

3. 今後の大都市圏に係る政策課題の整理、制度設計に向けた検討の視点

(1) 現行の既成・近郊を念頭においた空間における政策課題への対応等

- 人口・産業の集中抑制・分散のための合理性等は低下しているものの、
 - ・郊外部の土地利用の転換
 - ・集約型の市街地形成 ・大規模災害対応
 - ・大都市中心部の魅力ある空間形成
 - ・国際的・基幹的インフラ整備
- の観点から、引き続き制度的措置を行う必要性を十分検討

(2) 広域的緑地に係る政策課題への対応等

- 広域的緑地の保全に国が関与する仕組みの必要性は従来以上に認識
 - 今後の制度設計等に向けて、
 - ・適用する範囲、国と地方の役割分担
 - ・緑地的空間の再生・創出
 - ・各主体間の受益と負担の調整
- の視点を重視すべきではないか。

(3) 広域的な政策課題に対応する枠組みの必要性等

- 広域的課題の洗い出し及び対応のあり方について再検証する必要
- 広域地方計画における対応可能性、エリアを限定した総合施策の効果を勘案。

今後の政策課題の方向性を例示

4. 今後の広域行政・大都市圏行政の展開に向けた各委員の意見について

(1) 大都市圏に求められる課題について

- 行政のエリアを越えて市街地が連たんし、巨大な人口・機能の集積を抱える大都市圏の特性に着目し、
 - ①広域調整が必要な課題への取組
 - ②広域的に対処すべき課題への取組
- の検討が必要ではないか。

(2) 首都圏ゆえに求められる課題について

- 上記(1)に加え、治安、高度な防災・危機管理対策、日本の顔としての景観形成等への対応が求められるのではないか。

(3) 広域的課題に対する調整の枠組み

- 関係者の合意形成、負担調整の仕組み等
- 公共財供給の対象の明確化と調整・合意手続き
- 協議会による計画策定の実効性確保のため、基金、第三者裁定等の仕組み
- 地域の実情、環境変化にスピーディーに対応し、柔軟に施策を見直す必要

(4) 我が国経済を牽引する活力エンジンの形成

- 大都市圏、地方圏それぞれの自立性・主体性
- 人口・産業・インフラの集積を活かしつつ、各種政策の総合的実施、社会基盤整備

(5) 広域的な土地利用の再構築について

- 大都市郊外部・中心部における課題対応の必要(空間利用、緑地保全、安全確保)
- 土地利用や機能配置の基本認識・計画について、国、公共団体、住民が協働して取り組む仕組み

(6) 緑地保全について

- 都市環境インフラのグランドデザインを活かし、広域的緑地保全の法の枠組みを整え、地域の取組を支援
- 再生・創出に資する視点、広域的負担調整システム

(7) 新たな公共財供給の仕組みについて

- 受益者からの負担の際のシードマネー